

諸外国における行政管理の実態把握に関する  
調査研究報告書

—IIAS 国際大会（シンガポール大会）における  
発表論文等の収集、分析・整理—

令和元年 10 月

一般財団法人 行政管理研究センター



# 目 次

1	学会及び大会の概要	
(1)	国際行政学会について	1
(2)	国際行政学会シンガポール大会概要	3
(3)	2019年シンガポール大会現地実行委員会について	4
(4)	研究大会プログラム	5
2	研究大会報告内容	7
(1)	全体テーマ	7
(2)	全体会合	7
(3)	分科会	10
(4)	報告内容の分析と我が国の行政管理への示唆	23



## 1 学会及び大会の概要

### (1) 国際行政学会について

国際行政学会 (International Institute of Administrative Sciences: IIAS)<sup>1</sup>は、行政学に関する学術及び実務にわたる国際的な研究組織である。

行政学に関する最初の国際的会合は 1910 年にブリュッセルにおいて開催された万国博覧会にまで遡る。現在の国際行政学会としての体制が創設されたのは 1930 年であり、第 2 次世界大戦の戦禍により崩壊状態となったものの、戦後 1947 年 7 月にスイスのベルンにおいて再開され、現在に至るまで国際行政学会として活動している。国際行政学会の本部、事務局はベルギーのブリュッセルに置かれている。

2019 年のシンガポール大会終了まで、ベルギーのルーベンキリスト教大学教授のゲールト・ブッカート博士 (Dr. Geert Bouckaert) が第 18 代会長 (2013-19)<sup>2</sup>を務めていたが、2019 年 6 月 18 日の国際行政学会総会における投票により、第 19 代会長にバーレーン行政研究所長のラッド・ムハンマド・ベンシャム博士 (Dr. Ra'ed Mohammed BenShams) が選出された<sup>3</sup>。新会長の任期は国際行政学会 2019 年シンガポール大会終了時から 3 年間である。

国際行政学会は、一般の国際学会のように各国の研究者・実務家が個人単位で参加するのではなく、国家等組織単位で会員となる仕組みを取っている<sup>4</sup>。会員は国家 (State)、政府国際機関 (Governmental International Organization)、非政府国際組織 (Non-Governmental International Organization)、国内委員会 (National Sections)、国際委員会 (International Sections)、団体会員 (Corporate Members)、名誉会員 (Honorary Members) の 7 つの分類がなされている。2017 年時点で、54 개국、9 国際機関が参加して

---

<sup>1</sup> IIAS ウェブサイト <http://www.iias-iisa.org/>

<sup>2</sup> 会長職の任期は 3 年 (2 回まで再選可) である。

<http://www.iias-iisa.org/geert-bouckaert-is-re-elected-iias-president-and-bianor-cavalcanti-is-new-iasia-president/>

<sup>3</sup> IIAS Facebook サイト。

[https://www.facebook.com/IIAS.IISA/?hc\\_ref=ARQITo4QtdOX\\_rP5Rg5Z7yHqWoYDkcKWYj17LlkG49Ok-gOZAn91L-kvor2P1ole78&fref=nf&\\_\\_xts\\_\\_%5B0%5D=68.ARChmIec2liUUIOyIfXYCbTKaghlYxZoi8LyX4emQfZO5-G9iS5YQ3h\\_SLwguvFDY2fZHGyK0UFLRrOHEXNQg7AHhsq6o2FqcmWu408k2laWjIKU7m\\_szTqMh0BpzO2bFvXyfa0QqFpOFGzOMo-MIKHI3c1S\\_xlX35GfGamd-Otw5iXnJajonTbICgZmVYr1tBymr9s8XjADl3548pyPaHwj44nofsqdLZWZhNVcoBXjlv5L3O6sWY9fSbWmsDuTG9zclIu0zbqokR8QtsneEj2qiZmDuLnyYnanmsGMSleZ3gknTZbKzBRlQnCcQOKnJwEXUh\\_eBzY-7Z2EPBX\\_ewiVH\\_A&\\_\\_tn\\_\\_=kC-R](https://www.facebook.com/IIAS.IISA/?hc_ref=ARQITo4QtdOX_rP5Rg5Z7yHqWoYDkcKWYj17LlkG49Ok-gOZAn91L-kvor2P1ole78&fref=nf&__xts__%5B0%5D=68.ARChmIec2liUUIOyIfXYCbTKaghlYxZoi8LyX4emQfZO5-G9iS5YQ3h_SLwguvFDY2fZHGyK0UFLRrOHEXNQg7AHhsq6o2FqcmWu408k2laWjIKU7m_szTqMh0BpzO2bFvXyfa0QqFpOFGzOMo-MIKHI3c1S_xlX35GfGamd-Otw5iXnJajonTbICgZmVYr1tBymr9s8XjADl3548pyPaHwj44nofsqdLZWZhNVcoBXjlv5L3O6sWY9fSbWmsDuTG9zclIu0zbqokR8QtsneEj2qiZmDuLnyYnanmsGMSleZ3gknTZbKzBRlQnCcQOKnJwEXUh_eBzY-7Z2EPBX_ewiVH_A&__tn__=kC-R)

<sup>4</sup> 参加国数は、IIAS ウェブサイト <http://www.iias-iisa.org/members/>

(参加国情報は 2017 年度以降掲載がないので、2019 年 10 月時点での状況は不明である) により、会員種別別の会員数は *IIAS Annual Report 2017*, 54 頁によるが、両者の数は時点の違いからか一致していない。

おり、地域別の参加国数は以下のとおりである。また、延べ会員数は135であり、会員種別にみると、国家32、国内委員会25、団体会員73、政府国際機関5となっている。

**【国際行政学会参加国】**

地域等	参加国数
アジア・太平洋	10
ヨーロッパ	26
中南米	5
中東・北アフリカ	8
北米	1
サハラ以南のアフリカ	4
国際機関	9

出典：IIAS ウェブサイトにより  
行政管理研究センター作成

我が国については、日本国政府が国家会員（Member State）として登録され、会員機関（Member Institute）として総務省が登録されている。また、国内委員会（National Section）として国際行政学会日本国内委員会が、団体会員（Corporate Member）として日本行政学会、日本公法学会及び一般財団法人行政管理研究センターが、それぞれ登録されている<sup>5</sup>。

また、国際行政学会の運営機構である管理委員会（Council of Administration）には、縣公一郎早稲田大学教授が理事として、堀江正弘政策研究大学院大学特別教授が研究諮問委員長として2019年の大会まで名を連ねていた。新会長が選出された2019年6月18日の総会において、縣教授はアジア代表の副会長に新たに選出され、堀江特別教授は長らく務めた研究諮問委員長の役を退任された。また、シンガポール大会終了後発足する新体制においては、新たに城山英明東京大学大学院教授が研究諮問委員に就任した。新たな執行体制（2019~22）は以下のとおりである。

表：国際行政学会執行体制（2019-2022）

役職	氏名（国籍）
会長	Ra'ed Mohammed BenShams (Bahrain)
前会長	Geert Bouckaert (Belgium)
ホスト国副会長	Christian De Visscher (Belgium)
財政委員長	Jörg Bogumil (Germany)
研究諮問委員長	PS Reddy (South Africa)

<sup>5</sup> 各会員は、会長選挙等において会員ステータスに応じた票数分の投票権を有している。

副会長（西欧）	Sabine Kuhlmann (Germany)
副会長（アフリカ）	Rachid Melliani (Morocco)
副会長（東アジア）	Yu Xing (China)
副会長（南アジア・太平洋）	Koichiro Agata (Japan)
学会誌編集長	Andrew Massey (United Kingdom)
出版委員長	Paul Joyce (United Kingdom)
理事	Abdulrahman Al-Arifi (Saudi Arabia)
理事	Diogo Godinho Ramos Costa (Brazil)
理事	Mattias Guyomar (France)
理事	Edoardo Ongaro (Italy)
理事	V Srinivas (India)
理事	Jaeyoung Lee (Korea)
理事	Fatima Minguez Llorete (Spain)
理事	Anatole Maïna (Cameroon)

## （２）国際行政学会シンガポール大会概要

2019年の国際行政学会シンガポール大会の概要は以下のとおりである<sup>6</sup>。開催日程は管理委員会、事務局等による事前会合が1日、同日にはプレ会合が開催され、研究報告等が3日の計4日間であった。開催会場は、シンガポール共和国の南洋理工大学である。

### 【国際行政学会 2019年シンガポール大会概要】

日程	2019年6月18日（火）～6月21日（金）
開催地	シンガポール共和国シンガポール市
開催会場	南洋理工大学（Nanyang Technological University: NTU）
参加者	50数か国約550名

出典：行政管理研究センター作成

今回の大会では、50を超える参加国から約550名の参加者があった。開催報告には国別の詳細な参加人数が示されていないが、大会開催報告掲載のグラフを参照すると、国別参加者数は中国、シンガポール、イタリア、ギリシャ、インドネシアの順に多く、日本はこれらの国に次ぐ参加人数であった。なお、今回はアジアでの開催であることから、例年以上にアジアからの参加者が多かった。

日本からの参加者は以下の16名であった。

<sup>6</sup> IIAS ウェブサイト [https://ias-iisa.org/ias\\_congress.php](https://ias-iisa.org/ias_congress.php)

**【国際行政学会 2019 年大会日本参加者】**

氏名	所属等	備考
縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授	IIAS 理事
堀江 正弘	政策研究大学院大学特別教授	IIAS 研究諮問委員長
青木 尚美	シンガポール国立大学リー・クアン・ユ ー公共政策大学院助教授	発表者 (Speaker)
伊藤 正次	首都大学東京都市教養学部教授	発表者 (Speaker)
稲継 裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授	発表者 (Speaker)
工藤 裕子	中央大学法学部教授	発表者 (Speaker)
城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授	発表者 (Speaker)
松田 憲忠	青山学院大学法学部教授	発表者 (Speaker)
中邨 章	明治大学名誉教授	
牛山久仁彦	明治大学政治経済学部教授	
三浦 正士	長野県立大学助教	
山岸絵美理	大月短期大学助教	
戸梶 晃輔	内閣法制局参事官	
松谷 俊一	総務省行政管理局行政通則法専門官	
鏡 圭介	総務省行政管理局事務官	
武藤 桂一	行政管理研究センター主任研究員	

出典：行政管理研究センター作成

なお、6月18日の管理委員会において、2020年度の学会創立90周年記念大会は、2020年6月17日～19日にベルギーのブリュッセルのベルギー王立アカデミー (Académie Royale de Belgique) において開催されることが報告された。また、21日の閉会式においては、現地実行委員会による歓迎ビデオが上映された。

**(3) 2019年シンガポール大会現地実行委員会について**

2019年シンガポール大会の現地運営は、国際行政学会、南洋理工大学、南洋理工大学行政研究所 (Nanyang Centre for Public Administration: NCPA)、社会科学大学院 (School of Social Sciences) により組織された組織委員会が中心となって開催された。

また、本大会の支援機関として、リエン財団 (Lien Foundation)、シンガポール行政大学 (Civil Service College, Singapore)、北西地区開発評議会 (Northwest Community Development Council)、ストラータゲムグループ (Stratagem Group)、シンガポール観光局 (Singapore Tourism Board)、社会イノベーションパーク (Social Innovation Park)、社会経済開発センター (Centre for Socio-Eco-Nomic Development)、バーレーン行政研究



所（Bahrain Institute for Public Administration）、西南交通大学高齢化学際研究所（National Interdisciplinary Institute on Aging, Northwest Jiaotong University）、アフリカ行政研究協会（The African Association for Public Administration and Management）、東京大学公共政策大学院（Graduate School of Public Policy, University of Tokyo）が名を連ねている<sup>7</sup>。

#### （４）研究大会プログラム

研究大会のプログラムは以下のとおりであった。

##### 【研究大会プログラム】

第 1 日 6 月 18 日(火)	
09:00-13:30	管理委員会(理事会)・総会
14:00-16:00	第 7 回南洋理工大学中国シンガポール間戦略対話 「第 4 次産業革命における中国シンガポール間協力を通じた東南アジアにおける機会」
第 2 日 6 月 19 日(水)	
09:15-10:15	開会式 ・ Liu Hong(南洋理工大学社会科学大学院院長兼行政研究センター長) ・ Geert Bouckaert(国際行政学会会長) ・ Laurence Lien(リエン財団議長) 基調講演 ・ Heng Swee Keat(シンガポール政府副首相兼財務大臣) 大会テーマ及びプログラム紹介 ・ Licher Saner Yiu(社会経済開発センター所長)
10:15-10:45	休憩
10:45-12:15	キーノートセッション ・ Lam Khin Yong(南洋理工大学副学長) ・ Baey Yam Keng(シンガポール政府文化・地域社会・青少年省及び運輸省政務次官) ・ Geraldine Fraser Moleketi(南アフリカネルソン・マンデラ大学総長及び前公共サービス担当大臣)
12:15-13:20	昼食・音楽演奏
13:30-15:00	分科会(1)
17:30-21:15	オープニングガラディナー(湾岸植物園)
第 3 日 6 月 20 日(木)	
09:00-10:30	全体会合1:プレバン記念講演 ・ Eko Prasoj(インドネシア大学行政科学部長教授) 「行政改革はアジアの民主主義に有益たるべきである」
10:30-11:00	休憩
11:00-12:30	全体会合2:グッドガバナンスの原則

<sup>7</sup> 参加者に配布された大会プログラムによる。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Xue Lan(清華大学公共政策学部長)</li> <li>・ 城山英明(東京大学公共政策大学院教授)</li> <li>・ Andrew Massey(エクセター大学国際化・開発学部長)</li> </ul> (司会) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Pan Suk Kim(延世大学行政学部教授・国際行政学会前会長)</li> </ul>
12:30-13:30	昼食
13:30-15:00	分科会(2)
15:00-15:30	休憩
15:30-17:00	分科会(3)
18:00-21:00	公式レセプション(ラッフルズマニラクラブ)
第4日 6月21日(金)	
09:00-10:30	リエンラウンドテーブル 分科会(3)
10:30-11:00	休憩
11:00-12:30	分科会(4)
12:30-13:30	昼食
13:30-15:00	分科会(5)
15:00-15:30	休憩
15:30-17:30	<b>総括フォーラム</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ang Hak Seng(文化、地域及び青少年省次官)</li> <li>・ Douglas Foo 会長(シンガポール製造連盟会長・大統領任命国会議員)</li> <li>・ Yang Kaifeng(レンミン大学行政政策学部長)</li> <li>・ Wolfgang Drechsler(タリン工科大学教授)</li> <li>・ Ora-Orn Poocharoen(チェンマイ大学公共政策学部長)</li> <li>・ Liu Qing(江蘇産業技術研究所長)</li> </ul>
17:30-18:30	<b>閉会式</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Liu Hong(南洋理工大学社会科学大学院院長兼行政研究センター所長)</li> <li>・ Sofian Sahraoui(国際行政学会事務局長)</li> <li>・ Ra'ad Mohammed BenShams(国際行政学会次期会長)</li> </ul>

出典：大会プログラム及び大会ウェブサイト<sup>8</sup>により作成

<sup>8</sup> 大会ウェブサイト「program」による。 <https://www.iias-congress2019.org/prog.html>

## 2 研究大会報告内容

### (1) 全体テーマ

今回の全体テーマは、「効果的で、説明可能な、包括的ガバナンス (Effective, Accountable and Inclusive Governance)」である。2015年の国際連合における持続可能な開発サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられた<sup>9</sup>。SDGsの達成に向けて、政府及び政策立案者は第4次産業革命(「4IR」)を可能にするメカニズムの導入が必要であるとされるが、本大会では、こうした試みにいち早く取り組んだシンガポールにおいて、グッドガバナンスとは何かを改めて議論された。

一昨年2017年のエクサン・プロヴァンス大会では「移民・難民問題」がテーマとして議論され、昨年2018年のチェニス大会では、「統治機構のレジリエンス(弾力性)：努力、適応、維持」が議論されたように、行政は様々な環境の変化に対応していくことが常に求められる。今回のシンガポール大会においては、こうした行政が現実直面している諸課題の総体ともいえるSDGsの実現に向けての取組が議論された。これは、行政に関する学術と実務の統合的な議論を行ってきた国際行政学会においては当然のテーマ設定であり、各国でSDGsの目標達成のために行政がどのように対応していくべきかという課題について検討が行われた。

### (2) 全体会合

研究大会では開会式を始めとするいくつかの全体会合がもたれた。各全体会合の概要は以下のようなものである。

#### ・ 開会式及び基調講演

開会式では、南洋理工大学社会科学大学院院長兼行政研究センター長のLiu Hong教授と国際行政学会会長のGeert Bouckaert教授が開会の辞を述べた。続いてリエン財団のLaurence Lien議長が第4次産業革命について講演し、非営利部門と公共部門がこれまで以上に協力する必要性が高まっていることを示した。続いて、南洋理工大学副学長のLing San教授は、シンガポールにおけるイノベーションにおける南洋理工大学の役割について発言を行った。

開会式に続いて、Heng Swee Keatシンガポール政府副首相兼財務大臣を迎えて基調講演

---

<sup>9</sup> 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」及び「持続可能な開発目標 (SDGs)」については、以下を参照。

国際連合広報センター：

[https://www.un.org/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](https://www.un.org/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

が行われた<sup>10</sup>。Heng 副首相は、シンガポールにおいてグッドガバナンスが機能する条件として背景に関係なく人々が潜在能力を発揮可能としていることを強調し、グローバルな課題への取組にはグローバルガバナンスが重要であり、各国がそれぞれの文脈でガバナンスモデルを開発する必要があると結論付けた。

基調講演後、社会経済開発センター所長の Licher Saner Yiu 教授から大会のテーマと科学プログラムが紹介された。

続いて基調セッションが開催され、南洋理工大学副学長の Lam Khin Yong 教授が知識移転と効果的なガバナンスについて講演し、続いてシンガポール政府文化・地域社会・青少年省及び運輸省次官の Baey Yam Keng 氏が包括的ガバナンスの一環としてシンガポール市民との協力の重要性について講演した。最後に、南アフリカネルソン・マンデラ大学総長及び前公共サービス担当大臣である Geraldine Fraser Moleketi 女史が持続可能な発展のための平和で包摂的な社会を促進する SDG 16（包摂社会の推進、司法アクセスの保障と説明可能で包摂的制度の構築）の達成のために実務家と研究者がなすべきことについて講演した。

#### ・ ブレバン記念講演

国際行政学会の大会においては、毎年世界的な研究者や行政実務経験者による講演が行われており、この講演は第 1 回の 2002 年に講演したフランス国務院（Conseil d'État）の Guy Braibant 教授にちなみ「ブレバン記念講演（Braibant Lecture）」と呼ばれている。過去には、中邨章明治大学政治経済学部教授（現明治大学名誉教授）が 2010 年の大会で「東アジアにおける一つのディシプリンとしての行政研究：比較の視座による過去の成果と今後の方向性（The Study of Public Administration as a Discipline in East Asia: Past Achievements and Future Directions from a Comparative Perspective）」と題する講演を行っている。

今年のブレバン記念講演は、インドネシア大学行政科学部長の Eko Prasajo 教授により行われた。「行政改革はアジアの民主主義に有益たるべき（Public Administration Reforms Should Help Benefit of Democracy in Asia）」と題した講演では、アジアの文脈から学んだことについて報告され、また、公務員の専門性とメリットシステムの強化、公共サービスへの市民の権利とアクセスの強化、デジタル・ガバナンスによる行政の効率と有効性の強化、説明責任や政府の透明性強化に関する各国の行政改革について取り上げられた。

#### ・ グッドガバナンスの原則

「グッドガバナンスの原則」に関する全体セッションでは、清華大学公共政策学部長の Xue Lan 教授、東京大学公共政策大学院の城山英明教授、エクセター大学国際化・開発学

---

<sup>10</sup> 当日夜の現地テレビニュースや新聞では、副首相のスピーチを中心として本学会の開催が報じられた。

部長の Andrew Massey 教授により、SDGs 達成に向けた行政の役割について議論がなされた。

Lan 教授からは、中国の人工知能 (AI) の原則について報告がなされ、複数の目標間での目標のバランスの必要性や規制当局と開発者間での相互適応の必要性が示された。城山教授からは、エボラ出血熱や気候変動への対応の事例から、ガバナンスの欠陥や国家の立場の違いを考慮した AI ガバナンスの多層的多国間アプローチの必要性が示された。最後に Massey 教授からは、ガバナンスの時代における説明責任の重要性が強調された。これらを踏まえ、延世大学行政学部の Pan Suk Kim 教授 (前国際行政学会会長) の進行により、政策立案過程における各関係者の役割について質疑応答が行われた。

#### ・ トランスフォーメーションガバナンス

シンガポール行政大学主催により行われた「トランスフォーメーションガバナンス」に関する全体会議は、シンガポールの公共サービス改革に関し、Don Yeo 公共サービス局組織改革担当局長、Tan Li San 情報通信省産業情報局次長、Desmond Tan ピープルズアソシエーション最高責任者、Peter Lim 財務省財政政策課長の 4 人から紹介された。

Yeo 氏はシンガポールの公共部門改革においては、政府機関が協力して「市民を中心とした信頼できる公共サービス」を提供しており、シンガポールは公共サービス提供と技術革新で世界をリードできると主張した。Tan Li San 女史は、シンガポールにおける ICT 人材のスキルアップに焦点を当て、巨大 IT 企業を誘致や中小企業のデジタル化に向けての政府の支援について報告した。Desmond Tan 氏は、シンガポールの社会構造における分極化、分断を示し、それに対して政府が市民中心主義、共創、包摂的社会政策を実現するための変革的アプローチを採用して信頼を構築していることを示した。最後に、Lim 氏は、資源の制約下での「財政の持続可能性の維持」について報告した。そこで最も重要なのは、将来の希望の感覚を生み出すために、人口間の富の不均衡に対処することであるとされた。

#### ・ 第 4 次産業革命の破壊的技術の時代におけるガバナンスと政策革新に関する閉会フォーラム

本大会の研究成果を受けた閉会フォーラムでは、文化、地域及び青少年省の Ang Hak Seng 次官、シンガポール製造連盟の Douglas Foo 会長 (大統領任命国会議員)、レンミン大学行政政策学部長 Yang Kaifeng 教授、タリン工科大学の Wolfgang Drechsler 教授、チェンマイ大学公共政策学部長の Ora-Orn Poocharoen 教授、江蘇産業技術研究所長の Liu Qing 教授により、さまざまな部門がどのように協力して新しいガバナンスモデルを作成し、多面的かつ急速に進化する環境で政策の革新を推進するかについての議論がなされた。

#### ・ 閉会式

閉会式では、南洋理工大学を代表して Liu Hong 教授、国際行政学会を代表して事務局長

の Sofiane Sahraoui 博士が閉会の挨拶を行った。また、国際行政学会の新会長に選出された Ra'ed Mohammed BenShams 博士が国際行政学会の今後に関する抱負を語り、NCPA 及び NTU との協力関係の継続を希望した。大会の科学プログラム委員長の Licher Saner Yiu 教授からは、今大会の研究テーマに関する総括が行われた。

### (3) 分科会

本研究大会においては数多くの分科会が置かれ、様々な議論が交わされた。大会に提出された全論文は 415 本で、そのうち受理されたものが 352 本、実際に会場にて報告されたものが 272 本である。報告された論文を分科会テーマごとにまとめると以下のとおりである<sup>11</sup>。

- ・ 戦略的マネジメントとリーダーシップ (14)
- ・ 技術革新 (5)
- ・ 汚職 (6)
- ・ VET for skills (4)
- ・ 政治と行政 (8)
- ・ 災害復興 (8)
- ・ ガバナンスの質と統合 (4)
- ・ 科学技術及びイノベーション政策 (12)
- ・ デジタル時代の公共サービス (12)
- ・ 人工知能 (6)
- ・ 都市化 (3)
- ・ 社会革新 (14)
- ・ 高齢化 (6)
- ・ 持続可能性 (15)
- ・ 包摂的発展 (4)
- ・ PPP (5)
- ・ 南南間の知識移転 (4)
- ・ 一帯一路 (7)
- ・ 別世界における行政理論 (13)
- ・ アフリカ (3)
- ・ 日本 (3)
- ・ 公募セッション (27)
- ・ 中国語セッション (35)

---

<sup>11</sup> 大会開催報告書 41 頁。

大会プログラムを見ても分かるように、これらの多くの報告が同時並行的に進められ、最大9分科会が同時に開催される等常時複数の分科会が開催されている。

サブテーマ及び公開セッションの各分科会における発表者は事前に大会ウェブサイトに報告概要及び論文を掲載することとなっており、参加者は事前、事後にこれらの論文を適宜参照することが可能となっている。本調査研究では、大会ウェブサイトに掲載された報告論文のなかで、本大会メインテーマに関係するもの及び我が国の政府における行政管理に有意であると考えられる論文を中心にピックアップし、その概要を以下に報告する。なお、これらの論文は大会ウェブサイトの研究大会参加者にのみ閲覧が許されたページにて提供されているものであり、その大半が「未定稿」として引用、参照を認められていない資料である。そのため、本報告においても、これらを直接訳出することはせず、その概要をまとめた形で報告することとする。

以下に紹介する論文を報告の内容で大別すると、次のとおりである。

ア “Good Governance”に関するもの

1. Leo Huberts, ‘Integrity and Quality of Governance’ (ガバナンスの整合性と質)
2. Sang Ok Choi, ‘Revisiting Dynamics of Social Capital, Government Performance, and Government Trust: Evidence from South Korea’ (社会関係資本、政府業績、政府の信頼性の関係を再考する-韓国を事例として)
3. Frank Naert, ‘Accountability issues of SDGs in a global public goods context.’ (グローバルな公共財の文脈における SDGs の説明責任の問題)
4. Dionysis Tsagkris, Marianna Asimomyti, Vasiliki Georgakopoulou, ‘Investment Licensing and Inspections Reform: Removing barriers to Investment and Growth Greece’ (投資免許と検査改革：ギリシャでの投資と成長への障壁を取り除く)

イ “Technologies”に関するもの

5. Sabine Kuhlmann and Jörg Bogumil, ‘The Digitalization of Local Public Services: Evidence from the German Case’ (地方公共サービスのデジタル化—ドイツの事例からの裏付け)
6. Fotoula Ntinaki, ‘The evolution of the audit system by networking the office of General Inspector of Public Administration with other audit bodies and controlling services of the Greek Public Administration. The transition in the digital era.’ (行政監察官室を他の監査機関とネットワーク化し、ギリシャ行政サービスを管理することによる監査システムの進化—デジタル時代の変遷)
7. Lyn E. Pleger, Alexander Mertes, Andrea Hochstrasser, Caroline Brüesch, ‘Allowing Users to Pick and Choose. A Conjoint Analysis of Residents Preferences

of Public E-service' (ユーザーにえり好みしてもらおう—電子公共サービスに係る住民の選好についてのコンジョイント分析)

8. Hang Zhang, Changzheng Xie, 'Research on the Model and Application of Policy Crowd-sourcing based on comparative analysis' (比較分析に基づく政策クラウドソーシングモデルとその適用に関する研究)

ウ “Inclusion”に関するもの

9. Jochen Franzke, 'Refugee Integration as Challenge for Inclusive Governance. Some Experience from Managing the Refugee Crisis 2015/2016 in German Municipalities' (包摂的ガバナンスへの挑戦としての難民包摂—2015/16年のドイツ自治体における難民危機への対応の経験)
10. Meita Ahadiyah Kartikaningsih, Putri Hening, 'Inclusive Governance Platform Through Open Government Initiatives: Analysis of The Implementation of an Interactive Channel For Community Aspiration and Complains (LAPOR!) and One Data Indonesia' (開かれた政治主導を通じて形成される包括的な統治環境について—「要望及び苦情の相互共有の回路形成」及び「インドネシアにおける一体的情報網」の整備に関する分析—)

なお、上記紹介論文としては取り上げていないが、日本関連の分科会及び各種分科会における日本からの発表者について紹介すると、「日本における行政に関する思想の歴史的考察 (Historical Reflection on the Ideas and Thoughts of Public Administration in Japan)」と題する、縣公一郎早稲田大学教授を中心とする分科会 (Japan panel) が置かれた。ここでは、伊藤正次首都大学東京教授、稲継裕昭早稲田大学教授、松田憲忠青山学院大学教授により報告がなされた。また、その他の分科会において、工藤裕子中央大学教授、青木尚子シンガポール国立大学助教授が報告を行った。



## 1. Leo Huberts, 'Integrity and Quality of Governance'

### 「ガバナンスの整合性と質」

本報告は、「ガバナンスの質」に対する「特定の価値との関連性と限界、適用性」について、先行研究が提示した概念や枠組みの整理と比較を踏まえて、表題に掲げられた「ガバナンス」と「整合性」、「質」それぞれの意味と相互の関係性を検討して考察する。

まず、「ガバナンス」は、「集団的な問題や利益に関する権威ある政策立案、及びこれらの政策の実施」であるとし、競合する価値観と、場合によっては競合する諸価値観の間の矛盾を管理することと規定する。政策実施者は対立する価値の間でバランスをとろうとすることがあり、政府に公正が重要であることには疑問がないとする。また、誰も腐敗より腐敗しないことを好むことから、ガバナンスには普遍的な価値があると推定する。

「整合性」は、道徳的規範や価値観、正しいことと間違ったこと、良いことと悪いことを指す。ガバナンスの整合性とは、政策またはガバナンスのプロセス、例えば、議題の作成や、意思決定及び意思決定の実施における参加者の行動に適用されるべき概念であるとする。ガバナンスの整合性については、ガバナンスのプロセスの質に関連する整合性、ガバナンスプロセスの全体的な道徳的質としての整合性、更に政策及びその結果として生じる社会的影響の倫理的な質という3つの解釈を提示した。

「質」は、ガバナンスの良し悪しを区別する標準や基準、及び価値を指す。ガバナンスの質には、腐敗性と公平性が含まれ、民主主義、説明責任と透明性、合法性、有効性と効率性、プロフェッショナリズムと礼儀正しさ、そして頑強さが中心的価値にある。ガバナンスの質の解釈は、適切なガバナンスと不正なガバナンスに関わり、公共の価値に関する研究を通して深められている。例えば、良いガバナンスに関する文献は、経済開発に焦点をあてる点で共通し、優れたガバナンスは、政府の介入や公共部門の効率、公共財の提供、政府の規模、そして政治的自由の尺度を使用して、経済発展に役立つことと解釈されてきたという。

本報告は、「整合性」と「質」が同義であるとする立場に対して、ガバナンスの質は、政策の内容と結果を含むガバナンスのすべての側面と段階に関係するのに対し、整合性は政策又はガバナンスプロセスにおけるアクターの行動に関係するとして、その相違を指摘する。また、整合性と、ガバナンスの道徳的又は倫理的な質とは、前者がガバナンスプロセスを、後者がガバナンスの質を考える際に重要という相違があるとする。

以上の「ガバナンス」と「整合性」、「質」に関する検討から得られた知見を踏まえ、本報告は、質との関係における整合性の正確な意味は、多くの見解と解釈を考慮しても、更なる明確化が必要であると指摘する。そして、「質」が科学的説明に適切な概念であることを疑問視する研究者がいることを念頭に、質に関する研究の経験主義からの転回が必要であるとして今後の研究課題とした。

## 2. Sang Ok Choi, “Revisiting Dynamics of Social Capital, Government Performance, and Government Trust: Evidence from South Korea”

「社会関係資本、政府業績、政府の信頼性の関係を再考する—韓国を事例として」

本稿は、韓国を事例として、社会関係資本を再考するものである。社会関係資本は、政府業績と政府の信頼性の両者を媒介し、重要な役割を果たしていると先行研究で言われてきた。ロバートパットナムの社会関係資本の通説によると、大きな社会関係資本を有する社会では、高い公的信頼性が存在するとされる。しかし、アジア地域に限定してみると、実証研究が少なく研究蓄積も不十分である。この通説は、地域に関係なく普遍的に適用されるものなのだろうか。

政府の公的信頼性へ影響を及ぼす要因は、政府業績のみならずその背景因子（社会関係資本、政治イデオロギー、メディア認知）も無視できないのではないかと筆者は主張する。そこでこれを実証するため、2011年のSAIS-USKI調査データを使用して統計分析を行った。この調査データは、無作為抽出したサンプル数男女850人分の回答があり、彼らが国に対して何を考えているかを表している。ちなみに、調査データにおける政府の公的信頼性の変数は、10個の質問領域—経済発展、医療、公教育、社会福祉、年金、環境保護、公共交通、治安、司法、軍事力が含まれる—から構成されている。

政府の公的信頼性へ影響を及ぼす統治要因では、官僚の質を強調しており、具体的に次の4つの変数に着目している。すなわち、（1）能力変数—公務員の専門知識と資質、（2）適応変数—大衆の不満と要求に対する政府の適切な反応、業務と規則の適正な実施・適用、（3）一貫性・透明性変数—政府の汚職と公務員の非行、（4）官僚政治の変数、である。

公的信頼性と官僚の質の関係に加え、それに付随する背景因子として3つの変数も指摘している。すなわち、（1）政治イデオロギー変数—2007年大統領選での回答、（2）社会関係資本変数—コミュニティ問題に快く参加すること、非政治的なボランティア組織への参加、（3）メディア影響変数—メディアメッセージの信頼性と真実性、である。

統治要因と背景因子の各変数を組み入れ重回帰分析（最小二乗法）したところ、政府の公的信頼性に対して、社会関係資本変数が通説に反して有意な結果を示さなかった。しかし、背景因子のみ投入した分析モデルでは、社会関係資本変数が逆に有意となった。

そこで次に、各変数同士の関係をより詳細に点検するため、調整効果と媒介効果に着目した分析を行った。

調整効果については、政治イデオロギーが、政府の公的信頼性と2つの変数（官僚の透明性と官僚政治）との間の関係を弱める効果があると明らかになった。しかし、政府の公的信頼性に対して、メディア影響の調整効果を見つけ出すことはできなかった。

媒介効果の視点からも、政治イデオロギーの有意性が示される結果となった。

### 3. Frank Naert, 'Accountability issues of SDGs in a global public goods context'

#### 「グローバル公共財の文脈における SDGs のアカウンタビリティの問題」

アカウンタビリティの問題は、2015年9月の国際連合サミットにおいて全会一致で採択された持続可能な開発目標の主な関心事である。本稿は、持続可能な開発目標（以下、SDGs）を対象にして厚生経済学の基本定理とグローバル公共財の枠組みを用いて分析を行い、SDGsに関わるアカウンタビリティの問題をより明確化しようと試みたものである。

そこで本稿は、まず、SDGsとグローバル公共財の相互の関係の整理から、感染症の撲滅（SDG3）、気候変動の緩和（SDG13）、国際平和（SDG16）など、SDGsの一部が非競合性と排除不可能性という公共財の性質を多かれ少なかれ有しており、かつ、その便益が一国を越えて広がるという「グローバル公共財」の特性を備えていると指摘する。次に、公平性と市場の失敗を考慮した厚生経済学のフレームワークからすべてのSDGsを比較検討し、グローバル公共財の性質を有する特定のSDGの供給には、国内公共財と同様に、すべてを市場に委ねては最適に供給されないため、何らかの公共部門の存在が前提となるが、一国ならともかく、グローバルレベルではより複雑で困難であると指摘する。それゆえ、標準化された規制や基準またはインターネット網の整備・維持などによるグローバルで効率的な市場の整備、価格規制や独占禁止法などを適切に機能させる国家の存在、ODAやパリ協定などの国際的な枠組みはグローバル公共財の効率的な供給の前提条件になるが、依然、試行錯誤の段階であるとする。

そしてこれらの特性はSDGsのアカウンタビリティシステムの評価に影響を与えているとし、次に本稿は、行為者と、人々が意見やアイデアを交換する場であるフォーラムとの関係をアカウンタビリティと捉え、行為者は自分の行動を説明し正当化する義務を負っており、フォーラムは質問を投げかけて判断を下すことができ、それに応じて行為者は制裁を受ける可能性があるとする、Bovens (2007)の提唱したアカウンタビリティのフレームワークを検討する。その上、アカウンタビリティに関する既存の文献とのベンチマークを通じてSDGsのアカウンタビリティシステムの構造的特徴を明らかにし、グローバル公共財の文脈から見たSDGsのアカウンタビリティの問題として、以下の点を挙げている。

第一に、グローバル公共財の供給はあらゆる関係主体（先進国、途上国、多国籍企業、NGO、市民団体等）による参加と協力、調整が重要であるが、国家レベルを超えると、アクターとフォーラムの関係をもはや明確に定義することは困難になり、そのガバナンス構造もより薄く希少になって、アカウンタビリティの評価をますます複雑にする。

第二に、SDGsは関係主体の自発的な合意であるため、それらの目標と成果を確実に達成するための制裁はなく、正式なメカニズムはほとんど存在しない。

#### 4. Dionysis Tsagkris, Marianna Asimomyti, Vasiliki Georgakopoulou, 'Investment Licensing and Inspections Reform: Removing barriers to Investment and Growth Greece' 「投資免許と検査改革：ギリシャでの投資と成長への障壁を取り除く」

本稿では、ギリシャのビジネス環境を改善する1つの要因である投資免許改革に関して、改革の具体的な内容と改革の現状について述べている。

過度に負担の大きい規制は、ギリシャの競争力を妨げ、雇用創出の障害となっている。また、企業の投資促進によるより外向的で開かれた経済への移行は、経済成長に必要な過程として認識されている。これに関連した規制緩和と参入障壁の削減を目的とした製品市場の構造改革は、国際機関による技術支援を受けて、3つの経済調整プログラム（2010、2012、2015）の枠組みで設計及び実施されており、また、ギリシャのために強化された監視体制下において、いまだに実施中である（2018）。

この中における主力改革の1つである投資免許改革は、企業のビジネス環境を改善する継続的な取組であり、質的条件での有効的な構造改革と競争力の強化に貢献している。この改革は、1）経済活動の実施のための新しい制度的枠組み、2）経済活動と製品の監視の簡素化、3）統合免許及び検査管理システム（ILIMS：the Integrated Licensing and Inspections Management System）という3つによって構成されている。この改革の基礎は、運用免許に代わる新しい規制手法である通知過程にあるとされる。これにより企業は、特定のすべての法律を遵守している場合、免許の取得や行政による最終承認を待たずに経済活動の開始を通知することができるようになった。

なお、これらの改革は、ギリシャの経済開発省が主導し、政府調整総局が調整し、欧州委員会（SRSS）の支援と世界銀行の技術支援により実施されている。

さらに、本稿では、上記の改革のうち、統合免許及び検査管理システム（ILIMS）の導入・運用に向けたギリシャの行政機関の役割、同システムのシステム構成について詳述しており、また、2017年6月より稼働している通知制度の基本となる暫定的な機能、すなわち移行システムの実装と運用上の課題についても述べている。

そして結論では、法制化と新しい規制の採用により、よりシンプルで迅速な免許手続と、より透明な検査スキームにより、赤字を減少し、ビジネス環境を改善することができたと評価した上で、この改革と統合管理システムがギリシャ経済の見通しに対する信頼を生み出し、信頼を構築するものであると広く認められるようになったと述べている。

## 5. Sabine Kuhlmann and Jörg Bogumil, 'The Digitalization of Local Public Services: Evidence from the German Case'

### 「地方公共サービスのデジタル化—ドイツ事例からの裏付け」

本稿は、ドイツの地方政府における公共部門のデジタル化の現状と課題を検討するものである。検討に当たっては、まず、法・制度的かつ政治社会的な観点から、ドイツにおいて公共部門のデジタル化が遅れている要因が考察される。次に、ドイツの地域ワンストップショップ（local one-stop shop）を対象にしてデジタル・ツールの導入状況とその有用性、及び市民や職員らへの影響が分析される。その際、デジタル化の進展具合を分析するための「デジタル成熟度」と呼ぶ概念が用いられる。これは「情報提供」、「コミュニケーション」、「トランザクション」の3つのレベルから構成される。最後に、調査からの知見を踏まえ、デジタル化の更なる発展に向けた展望が示される。

以上の考察から、本稿は、ドイツの地方政府におけるデジタル化が当初の想定から大きく遅れて、市民もその利便性を実感するには至っていないとし、その要因としてドイツの連邦制の特徴が挙げられる。デジタル改革の推進は関係する多様な主体間の協力と調整が求められる。しかし、ドイツの連邦制の下では大本の法律（例、オンラインアクセス法）や規制は連邦政府が決めるものの、実際の運用は州や地方政府に任されているため、政府間（連邦・州・地方）の協力・調整は困難であり、それはデジタル化を推進しようとする主体間の連合体の形成を妨げる要因になる。結果的に、デジタル化に向けた基盤を整備する上で必要かつ十分な予算を確保することができず、デジタル関連事業の専門人材の不足などにつながっていると指摘する。

一方、地域ワンストップショップにおけるデジタル化では、〈情報提供〉は進んでいるものの、「コミュニケーション」、「トランザクション」の側面は大きく遅れている。つまり、地方政府はホームページやウェブサイトなどを通じて市民に様々な情報を提供しているが、電子メールによる市民の問い合わせ等にはあまり対応しておらず、しかも手続ごとに〈署名が必要〉〈本人確認〉〈書類添付〉が求められるなど、ユーザーは複数の手続・サービスをワンストップで実現することが困難である。これは、公共部門のデジタル改革がユーザーの目線に立っておらず、あくまでも行政の視点が重視されていることに起因するとする。なお、現場職員にとっては、デジタル化に伴う新たな業務の増加、管理者による監視・成果統制のツール化など否定的な効果がより強く認識されており、それがデジタル化を遅らせている要因となっていると指摘する。

以上から、本稿は、今後行政サービスの更なるデジタル化に向けては、デジタル・ガバナンスの観点から、情報システムの標準化・共同化という基盤整備が求められるとする。また、ワンストップの考え方から、「デジタル成熟度」のレベルを明確にする必要があり、その際にはユーザーの目線に立った優先順位付けを重視する行政文化の定着が重要であると指摘する。

## 6. Fotoula Ntinaki, 'The evolution of the audit system by networking the office of General Inspector of Public Administration with other audit bodies and controlling services of the Greek Public Administration. The transition in the digital era.'

「行政総監の事務所を他の監査機関とネットワーク化し、ギリシャ行政のサービスを管理することによる監査システムの進化。デジタル時代への移行。」

本稿の目的は、行政総監（GIPA: General Inspector of Public Administration）の事務所とギリシャ行政の監査及び制御メカニズムとのネットワーク化だけでなく、情報システムの適用を通じて、行政総監の戦略的及び運用的計画の実施を提示することである。

本稿における行政総監とは、ギリシャ行政の合法性、誠実性、透明性、説明責任の価値を促進する機関のことである。行政総監の役割は、行政の効率的かつ効果的な権能を確保し、ギリシャ行政の公共部門におけるすべての検査管理機関又はユニットの行動を監視及びその実績を評価し、腐敗及び悪政現象を検出し追跡することである。これまでの経験から、行政総監は一方で監査及び制御メカニズムに存在する分散現象に直面し、その最も効率的かつ効果的な運用を妨げている。これは、検査及び調査の重複とそれに関連するもの（例えば、労働時間の損失、コストの上昇、人的資源の浪費など）に立ち向かうために必ず対処する必要があるものである。他方で、行政総監は、明確かつ合法的な政府規制を設け、透明性のある運営により不確実性と規制リスクを最小限に抑えること、また、裁量権の乱用の機会を減らすことにより汚職と戦う目的で政府のコストを最適化することに伴う説明責任を最大化する必要性に直面していると述べている。

次に本稿では、情報共有システムが開発される法的環境とフレームワークについて説明し、分析している。情報共有システムの開発の契機は、行政総監が効率的な調整能力を円滑に実行できるようにするために、既存の制度的枠組内における行政総監及び他の専門監査機関のための戦略的及び運用的計画の策定であった。そこで本稿では、現在行政総監が直面している主要な課題を、中央及び地方レベルの行政における透明性、説明責任、腐敗防止に関連した主要な6つの軸で分析されると述べた上で、戦略的及び運用計画の目的と概要について触れ、戦略的及び運用計画によって期待される効果について述べている。

そして、ギリシャ行政の監査及び制御メカニズムの特性と現在の状態を考慮して、開発された情報共有システムの基本的な設計を示している。

最後に、データの最良の活用、関係する機関のデータへのより良いアクセス、ギリシャ行政の各監査及び管理メカニズムのワークフローの監視の可能性など、ネットワーク化によって得られた経験と期待される利点について述べている。

## 7. Lyn E. Pleger, Alexander Mertes, Andrea Hochstrasser, Caroline Brüesch, 'Allowing Users to Pick and Choose. A Conjoint Analysis of Residents' Preferences of Public E-services.'

「ユーザーにえり好みしてもらおう：電子公共サービスに係る住民の選好についてのコンジョイント分析」

電子政府とは一般に「市民により良いサービスを提供するべく ICT を用いた政府システム」のことである。近年、公共部門におけるデジタル化という世界的な潮流において、電子公共サービス (public e-service) は、ますます重要なアジェンダとなっている。ただし、いかなる公共サービスを電子化するかについての政策決定過程においては依然として、行政の都合ありきで、ユーザーすなわち住民の選好はあまり反映されていない。

そこで、本稿はスイス市民 899 人 (平均年齢 55.36 歳、うち男性 67%、大卒程度 69%) を対象にオンライン調査を実施し、電子公共サービスの選好についてのコンジョイント分析を行った。コンジョイント分析とは、サービスの最適値を評価するに当たり、サービスを構成する個別の要素を評価して合計するのではなく、サービスを全体として評価した上で、全体を構成する要素について評価する分析手法である。

具体的には、参加者を 2 グループに分けて、一方のグループは税申告について、もう一方のグループは転居後の住民登録について、疑似実験型リサーチデザインに基づいた調査票に回答してもらい、これを分析した。その結果、アナログ型公共サービスと比較して電子公共サービスの方が選好されることが分かった。ここでは、サービス属性、データ・セキュリティ及び価格が公共サービスの評価に決定的な役割を演じている。興味深いことに、高度なデータ・セキュリティ及び低価格を保障することよりも、データ・セキュリティの低下及び価格上昇を防ぐことの方が、公共サービスの評価には重要となる。一方で、時間短縮効果はサービス評価において副次的な役割しか果たさない。税申告のように信用情報を扱う公共サービスの場合、データ・セキュリティは特に重要となるだろう。

以上から、本稿は、電子公共サービスの実施を成功に導くために影響を及ぼすファクターについて新たな視点を提示した。これまでの先行研究では、このように特定分野についての関心はあまり持たれていなかった。本稿の考察は、電子公共サービス導入時に市民にいかに関心を持ってもらうかについて、公共部門の実務家へのガイダンスにもなる。本稿の結果は、高公共部門におけるユーザー指向サービスの今後の発展に重要な貢献をなすものである。更に今後の研究では、公共サービスの評価におけるデータ・セキュリティの重要性について明らかにされていくだろう。そして、電子サービスというテーマは、電子サービスの様々な属性についての基礎理論モデルの発展に向けた更なる研究からも恩恵を受けるだろう。

## 8. Hang Zhang and Changzheng Xie, 'Research on the Model and Application of Policy Crowd-sourcing based on comparative analysis'

### 「比較分析に基づく政策クラウドソーシングのモデル及び適用についての研究」

近年、クラウドソーシングは、オンラインによる市民参加を実現するイノベーションの手法として、多くの国々に採用されるようになってきている。ますます多くの国々が、政策デザイン、政策実施、政策評価、政策モニタリング等に、市民を関与させつつある。今日、ICTに基づくクラウドソーシングは、「政策クラウドソーシング (Policy Crowd-sourcing)」という新たなコンセプトとして、大規模デジタル・デモクラシーを実現するためのカギとなる役割を担いつつある。

しかし、政策クラウドソーシングについての研究は、緒に就いたばかりであり、より包括的かつ詳細な研究が必要とされている。そこで、本報告は、目標や実施経路等の様々な文脈からクラウドソーシングのモデルについて整理する。第一に、クラウドソーシングの遂行の観点からは、イノベーション型と問題解決型に区分できる。第二に、モチベーションの有無で区分できる。第三に、実施手法の観点からは、促進型競争性、バーチャル労働市場及びオープン・コラボレーションに三区分別できる。これらのクラウドソーシングについてのモデルを比較分析することで、政策サイクルの各段階におけるクラウドソーシングの役割と適用範囲を明確化する。

次に、クラウドソーシングの活用について、都市計画分野を対象として、シンガポール、アメリカ、中国及びインドの4ヶ国の事例研究を行い、比較検討した。その結果を踏まえ、結論として、以下の4点を挙げている。

第一に、クラウドソーシング・プラットフォームにより、市民の政策過程への直接的な参加の実現性がより向上した。

第二に、マルチプル・クラウドソーシング・ツールとしてのアプリケーションは、市民参加の質的向上を達成するために活用できる。

第三に、クラウドソーシングによるインプットが政策に反映される度合いは、パブリックコメントの量と質に依存する。

第四に、政府がクラウドソーシングによるインプットを受け入れる度合い及びその結果の説得力の度合いは、政策に対する市民からの満足度及び正統性確保に直接影響する。



## 9. Jochen Franzke, 'Refugee Integration as Challenge for Inclusive Governance. Some Experience from Managing the Refugee Crisis 2015/2016 in German Municipalities'

### 「包括的統治への試みとしての難民統合—ドイツの地方公共団体における 2015 年及び 2016 年難民危機の経験—」

本稿は、ドイツの地方公共団体における難民等の包摂を念頭に置いた包括的統治の実施について検討するものである。この包括的統治を、本稿では、統治に関与する大多数の人々が満足する共通の良き意思決定の実現と定義している。本稿は、主に 2015 年から 2016 年にかけて増大したドイツへの難民流入に対する地方公共団体による難民の統治への参加・包摂の仕組みの整備に焦点を当てて考察している。

調査対象として、ドイツのブランデンブルグ州における 14 の都市から 8 つの都市を抽出し、各都市の市長、行政職員、市議会議員等、約 140 人にインタビュー（2017 年 5~6 月）を実施している。上記の調査から、各都市における主体が、様々な少数者の利益（例えば、少数民族、身体障害者、性的少数者等）を相互に競合させることなく、各地域の安全及び地域構成員全体の結集に結びつく共有可能な解決策を見出すことが重要であると考えており、加えて、2015 年以降の難民流入の危機を転機に、人口の増大、難民及び地域住民との間の紛争予防の改善等、難民及び政治的亡命者を含む移民に関する長期的な展望を伴う政策の積極的な策定を各主体が目指していることを明らかにしている。

難民の統治への参加・包摂に関する政策形成については、政策を主導する主体ごとに、①市長のトップダウンによる包括的統治に関する政策形成モデル、②行政の外部の人間から構成される難民との調整を担う民間団体及び市の行政職員の協働に基づく政策形成モデル、③市の行政の各部局から横断的に編成された集団による政策形成モデルと 3 つの政策形成モデルを提起している。

なお、難民を包摂する統治のあり方をどのように考えていくかということについて、市長及び行政の活動と比較すると市議会の役割は相対的に低いことも明らかにしている。一方、市議会と比較すると市長の役割は総じて高く、都市の規模や行政職員の数に関係なく、市長の構想及び態度が都市の政治文化と同様に地方における難民を包摂する統合政策形成に大きな影響力を持つことも指摘している。

本稿では、2015 年以降、地方公共団体及び地方における市民社会の間に新たな主体間の協力の構造が現れていると述べている。各調査対象都市間で異なる様相を示しているが、各主体間での高いレベルの相互信頼が醸成されてきており、市長の影響力は依然として強いものの、行政の各組織及び民間団体等による横断的で非階層的な形で難民に関する包括的統治の実現を目指す動きもまた形成されつつあるとしている。包括的統治の実施について、今回、抽出した都市は、難民も含めた統合のための機能を十分に備えたとは言えないが、難民流入の危機を経験することにより、高いレベルでの市民社会の関与を促したとともに、各主体に様々な知見の増大をもたらす役割を果たしたと結論付けている。

10. Meita Ahadiyati Kartikaningsih, Putri Hening, 'Inclusive Governance Platform Through Open Government Initiatives: Analysis of The Implementation of an Interactive Channel For Community Aspiration and Complains (LAPOR!) and One Data Indonesia.'

「開かれた政治主導を通じて形成される包括的な統治環境について—「要望及び苦情の相互共有の回路形成」及び「インドネシアにおける一体的情報網」の整備に関する分析—

本稿は、「インドネシアにおける開かれた政府」の実践及び課題を検討するものである。「インドネシアにおける開かれた政府」の検討を行うに際して、本稿は、インターネットを活用して開設された、「要望及び苦情の相互共有の回路形成」及び「インドネシアにおける一体的情報網」の2つのポータルサイトの運用事例に焦点を当てて考察を行っている。

「要望及び苦情の相互共有の回路形成」とは、国民の要望及び苦情等を政策に反映するためのウェブサイトであり、より多くの国民の行政への参加を企図するものであると指摘する。同サイトを通じた行政への参加の仕組みについて、本稿は、①インターネット経由で国民から寄せられた要望等を行政が内容を検討した後、②関係各省庁に通知を行い、③通知された要望等に対する各省庁の取組状況の検証を実施する等の一連の過程を整理している。しかし、同時に、インドネシアの総人口（257,912,349人）に対して、同サイトに寄せられる要望等の件数の割合が0.0017%、同サイトへの登録人数の割合も0.21%にとどまっていることも浮き彫りにしている。要望等の中身についても適切なものは全体の約6~14%であり、大部分の要望等は、不正確で感情本位な内容であり、国民の「いっどこで何がどのように」等の基本的な文書作成における知識の欠落を指摘している。また、行政も問題を抱えており、例えば、国民からの要望等の解決の割合が27~62%である点及び行政の改善への取組過程に関する国民への可視化の仕組みが不十分である点等の問題を明らかにしている。一方、「インドネシアにおける一体的情報網」は、インドネシアにおいて、自由に使えて再利用も可能で、かつ誰でも再配布可能な情報網の確立を企図したものであると指摘する。しかし、インドネシアは、自由に利用可能なデータの取扱いについて、アジア諸国の中でも61位と依然として低い状況であるとし、こうした原因として、①行政に関する情報を見たくてもウェブサイトに接続できない等のネット接続環境の問題、②同サイトへの参加行政機関がわずか3.97%に過ぎない現状、③同サイトに関する諸権限を規定する大統領令等の諸法規の批准が十分進められていない点等を挙げている。

上記の「開かれた政府」に伴う課題への対応については、本稿は、①2つのウェブサイトへの登録者の増加を促すための社会的な運動の展開、②インターネット等の技術革新に対する汎用的な指針の整備、③要望及び苦情等の文書作成能力向上を促す教育制度の確立、④行政評価の仕組みの整備、⑤インターネットの接続環境、回線速度等の地域間格差の是正、⑥関係諸法規の整備等が必要であることを主張している。

#### (4) 報告内容の分析と我が国の行政管理への示唆

今回の大会においては、全体テーマ「効果的で、説明可能な、包括的ガバナンス (Effective, Accountable and Inclusive Governance)」に基づき、様々な報告がなされた。

先に紹介した数々の全体セッションにおいては、グッドガバナンスを実現する過程で、公共部門に限らない様々な関係者によってそれぞれのガバナンスが達成されなければならないことが示された。

(3)で紹介した個別の報告では、それぞれの個別分野からガバナンスについて報告がなされた。

“Good Governance”に関するものとして、Huberts 報告では、様々なところで都合よく使われる「グッドガバナンス」概念について再検討を行うことで、今後グッドガバナンスを具体化していく上での指標を明らかにするものである。Choi 報告では、グッドガバナンスの一つの指標ともなる社会関係資本、政府の業績、政府の信頼性の関係について、韓国を例に再評価している。一方で、Neart 報告では、今大会のテーマの背景となっている SDGs において果たされるべき説明責任の評価がいかに困難かを明らかにする。また、Tsagkris 報告では、ギリシャにおける規制改革の取組を通じてビジネス環境の整備とその信頼がどのように図られるかを考察している。こうした様々な政治状況等が異なる諸外国においてのガバナンスに関する議論は、我が国においてガバナンスに関する多面的な議論を行う上で不可欠のものと言える。

“Technologies”に関するものとしては行政の電子化を中心として議論がされた。Kuhlman 報告、Ntinaki 報告、Pleger 報告のいずれも、行政の電子化がどのように市民に受け入れられ、また、受け入れられないのかについて考察を行い、Zhang 報告では、オンラインの市民参加を実現するデジタル・デモクラシーの手法について検討を行っている。こうした政府・行政運営をめぐるデジタル化の状況は我が国も例外ではないが、どの国も問題を抱え、期待どおりの成果を上げているとは言い難い。各国の状況は我が国の電子化の推進においても参考となる議論となっていると言えよう。

“Inclusive”に関するものとして、Franzke 報告では、ドイツにおける難民問題に関連する包摂の問題について論じている。また、Kartikaningsih 報告はインドネシアにおける行政に対する苦情などに関する行政参加を通じた包摂と同時にそれらをデジタルプラットフォームで行うという電子化に関する課題も投げかけてくれる。難民問題や多民族国家における包摂の問題は我が国における直近の課題として認識されていないが、今後の国際化を通じた諸問題の発生への準備として重要な課題を我が国に教えてくれるものである。これらの他、我が国を始め先進国で課題となっている高齢化社会における包摂の問題についても様々な議論がなされた。

このように、国際行政学会においては、それぞれの政治・行政の状況に応じた様々な課題が報告されており、そうした情報を収集することは我が国における議論に大いに資すると

ころがあると考えられる。一方、情報を収集するのみならず、我が国の状況を積極的に発信していくことも我が国の状況を世界的に知らせるとともに、国際的な議論の題材に資する点で非常に意義深いと言えるが、我が国からの大会への報告者・参加者が一定数に限られている現状には改善の余地もあろう。